

審査基準

I 採択案件の決定方法

提出された企画について審査を行い、予算規模の範囲内において、各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。得点合計が最も高い者が複数ある場合は、次項に定める選定委員会の総意により、具体的な事由をもって、そのうちの一を採択案件に決定する。

ただし、評価点（全審査員の得点合計の平均）が24点を下回る場合は採択しない。なお、企画選定委員会は非公開とする。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁に設置された「文化庁の情報発信強化事業」の実施業務企画選定委員会（以下「選定委員会」という。）において書類選考を実施し、必要に応じて面接選考を実施する。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

[評価基準]

5点・・・特に優れている	2点・・・やや劣っている
4点・・・優れている	1点・・・劣っている
3点・・・普通	

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑤ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れていること。
- ③ 事業の内容から、高い成果を得られることが期待できること。
- ④ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ⑤ 提案内容に対して、コスト削減の努力が示されていること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等または内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

※「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点

・認定段階3＝1.5点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.3点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年度厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝0.5点

・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年度厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝0.7点

・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

IV 選定委員会委員の遵守事項

1. 利害関係者の排除

提案された事業内容と利害関係がある選定委員会委員は、事務局にその旨を申し出ることとし、当該提案の審査に加わることができないこととする。

<利害関係の範囲>

・選定委員会委員が提案者等に所属している場合

・選定委員会委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

2. 秘密保持

選定委員会委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び提案者の審査内容に係る情報については、外部に遺漏してはならない。また、選定委員として取得した情報（企画提案書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければならない。

V 企画内容等の変更

決定した企画案の内容等について、各委員から意見等があった場合には、決定した企画案の提案者に適宜伝え、改善を求めることがある。